

議 第 43 号

令和 5 年 2 月 20 日提出

熊本博物館条例及び熊本市旅館業法施行条例の一部改正について

熊本博物館条例及び熊本市旅館業法施行条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本博物館条例及び熊本市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(熊本博物館条例の一部改正)

第 1 条 熊本博物館条例（昭和 28 年条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 20 条」を「第 23 条」に改める。

(熊本市旅館業法施行条例の一部改正)

第 2 条 熊本市旅館業法施行条例（平成 12 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「第 2 条に規定する」を「第 2 条第 1 項の」に、「第 29 条に規定する博物館に相当する施設」を「第 31 条第 1 項の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

博物館法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 24 号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 熊本博物館条例（昭和28年条例第61号）新旧対照表

（第1条関係）

改正後（案）	現行	備考
<p>（設置）</p> <p>第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）に基づき、本市の文化発展に寄与するため、熊本博物館（以下「博物館」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第4条 （略）</p> <p>（博物館協議会）</p> <p>第5条 法第23条の規定に基づき、博物館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第6条 （略）</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）に基づき、本市の文化発展に寄与するため、熊本博物館（以下「博物館」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第4条 （略）</p> <p>（博物館協議会）</p> <p>第5条 法第20条の規定に基づき、博物館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第6条 （略）</p>	<p>○ 博物館法（昭和26年法律第285号）</p> <p>※改正前 （博物館協議会）</p> <p>第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。</p> <p>2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。</p> <p>「博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）（以下「改正法」という）」により、20条→23条に条ずれ。内容の改正なし。</p>

○ 熊本市旅館業法施行条例（平成12年条例第30号）新旧対照表

（第2条関係）

改正後（案）	現行	備考
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）及び旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）の規定に基づき、旅館業の衛生措置の基準等について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（施設の指定）</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）及び旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）の規定に基づき、旅館業の衛生措置の基準等について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（施設の指定）</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p>	<p>○旧博物館法第29条に基づき博物館に相当する施設として指定された施設について、今回の法改正に伴い、再度指定を受ける必要はあるのか？ ⇒改正法附則第6項に「この法律の施行の際現に旧博物館法第29条の指定を受けている施設は、新博物館法第31条第1項の指定を受けたものとみなす」と規定されているため、再度指定をやり直す必要はない。</p> <p>○ 博物館法（昭和26年法律第285号）</p> <p>※改正前</p> <p>第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する</p>

<p>(1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に規定する図書館</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館及び同法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの</p> <p>(3) 熊本市公民館条例（昭和43年条例第16号）第2条第1項の表に掲げる公民館及び同条第2項の規定により設置した分館</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、青少年教育施設、スポーツ施設等で、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるものとして市長が指定したもの</p> <p>2 市長は、前項第4号の規定による指定を行ったときは、直ちにその旨を告示するものとする。</p> <p>第4条～第7条（略）</p>	<p>(1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に規定する図書館</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(3) 熊本市公民館条例（昭和43年条例第16号）第2条第1項の表に掲げる公民館及び同条第2項の規定により設置した分館</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、青少年教育施設、スポーツ施設等で、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるものとして市長が指定したもの</p> <p>2 市長は、前項第4号の規定による指定を行ったときは、直ちにその旨を告示するものとする。</p> <p>第4条～第7条（略）</p>	<p>ために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（博物館に相当する施設）</p> <p>第三十一条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。</p> <p>一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの</p> <p>二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するものうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）</p> <p>三 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するものうち、当該指定都市の区域内に所在するもの</p> <p>改正法により、29条→31条に条ずれ。 「博物館」「博物館に相当する施設」の定義について、実質的な改正なし。</p>
--	---	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。